

JRAT 初動対応チームスタッフ (JRAT Rapid Response Team Staff)

に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、JRAT 初動対応チーム：JRAT Rapid Response Team（以下 JRAT-RRT）を組織する JRAT 初動対応チームスタッフ：JRAT Rapid Response Team Staff（以下 R-スタッフ）について定めるものである。

(登録・委嘱)

第 2 条 R-スタッフは次の各号に基づき資格を得て、勤務・所属先の長および地域 JRAT 代表から推薦を受けることにより、JRAT が登録・委嘱する。

- (1) 勤務・所属先の長および地域 JRAT 代表（もしくはブロック代表）から推薦を受け R-スタッフ養成研修を受講し、試験に合格した者、もしくは同研修の講師を務めた者
- (2) 試験合格後、委嘱について勤務・所属先の長の許諾を得られる者
- (3) R-スタッフの JRAT-RRT 活動にかかる一切の費用弁済及び身分保障を勤務先より得られる者

2 R-スタッフは次の各号に基づき資格を更新できることとする。更新の都度、委嘱状を発行することとする。

- (1) 2 年ごとに委嘱を受ける旨の意思確認を受け、本人が希望し、勤務・所属先の長が許諾する。
- (2) 転勤の際は、勤務・所属先の長の許諾および地域 JRAT 代表（もしくはブロック代表）からの推薦を受けて継続することができる。

(派遣・活動)

第 3 条 JRAT 三役（代表・副代表）によるメンバー選考で委嘱された R-スタッフは、速やかに活動を開始する。

(費用補償)

第 4 条 派遣における交通・宿泊費など、活動にかかる費用と活動時の補償は勤務・所属先が負担する。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和 4 年 11 月 24 日から施行する。

以上